

令和4年度 第11回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第11回農業委員会総会日程表

日時 令和5年2月6日（月） 午後1時30分～
場所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
- 日程第9 議案第7号 農地台帳登載申請について
- 日程第10 議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産（道）の用途廃止について
- 日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 日程第13 諮問第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画について

追加議案

- 日程第14 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積（別段面積）要件の廃止について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|--------|--------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |

13 鈴木博美 14 高橋藤信 15 鈴木和治 16 鈴木秀幸
17 寺尾悟志 18 則友祝幸 19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（22名）

1 脇 純 樹 2 石 川 茂 3 薦 田 悦 男 4 森 川 雅 之
5 石 川 俊 治 6 佐 藤 保 之 7 宇 高 勉 8 鎌 倉 靜 夫
9 尾 崎 之 隆 10 喜 井 仁 志 11 村 上 紘 一 12 三 宅 恒 久
13 紀 井 正 明 14 受 川 清 男 15 河 村 一 碩 18 眞 鍋 聖 二
19 川 上 雅 司 20 渡 辺 昇 21 越 智 寧 22 村 上 佳 清
23 近 藤 良 啓 25 鈴 木 敏 也

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

16 合 田 篤 夫 17 鈴 木 一 郎

出席した職員

事務局長 篠原敬三 次 長 三宅栄一 係 長 武村美保
係 長 三村真都華 主 査 金子愛弓 専門員 白石直樹

第11回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和5年2月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
農地利用最適化推進委員の

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
18番 則友 委員、19番 石川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 係長

三 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年12月15日解約。

番号2の案件については、令和4年12月5日解約。

番号3の案件については、令和4年12月31日解約。

番号4の案件については、令和4年12月31日解約。

番号5の案件については、令和5年1月11日解約。

番号6の案件については、令和5年1月7日解約。

番号7の案件については、令和5年1月11日解約。

番号8の案件については、令和4年12月15日解約。

番号9の案件については、令和4年12月23日解約。

以上、9件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、議案第3号、「農地法第5条第1項の許可申請」

番号1の関連案件で、営農型太陽光発電設備にかかる区分地上権の設定です。営農型太陽光発電とは、農地の上部にソーラーパネルを設置し、発電

を行いながら、下部の農地では営農を適切に継続するもので、本申請では渡人が「シキビ」の栽培を行っています。権利の設定期間は許可後3年間で、再申請です。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はニンニクの栽培を予定しています。申請者は令和4年6月からの新規就農者であり、経営耕地が市内各所に点在しているため、令和4年12月20日に会長外5名の委員と3条申請の要件である全部効率利用要件を確認するため、申請者のヒアリングを実施しました。

番号4の案件について、受人は令和4年11月の総会で農地所有適格法人に認定された法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はぶどうの栽培を予定しています。

番号5の案件については、申請人の都合により取下願が提出されました。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 令和4年12月20日に会長外関係委員と共に、農地の状況、農耕機械の保有状況、農作業従事者の状況等について、ヒアリングを実施しました。現在は、一部農地でのニンニクなどの栽培に加え、今年の作付けに向けた土づくりを実施中で、今回の申請に際して、農耕機械の発注状況や農作業従事者の雇用計画、作付けスケジュールについても確認しております。

農地の利用状況ですが、寒川町の農地に関しては、申請後に草刈りや土壌の掘り起こしを行うなど、適正に保全管理がなされており、問題ありません。

委員 同じく、中曽根町の農地に関しても石垣を補修したり、農地を耕しており、適正に保全管理がなされておりますので、問題ありません。

委員 土居町小林の農地3筆は、現在、所有者不在のため耕作されておませんが、許可後は適正な農地管理が見込まれるため問題ないと思いますので、異議ありません。

議長 4番

委員 1月18日に現地確認をいたしました。申請地は柳根竹を栽培していましたが、今年の台風で木が折れてしまい管理が困難になり、荒廃化していました。今回、申請法人が取得し、この状態が改善されるので異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白石 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、狭小で生産性の低い申請地を、自身が所有する近隣農地の作業用駐車場として整備するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、営農型太陽光発電施設にかかる3年間の一時転用です。営農型太陽光発電事業については、3年ごとに一時転用の許可が必要であり、今回は再申請です。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、営農型太陽光発電設備の支柱設置に伴う転用については、一時転用が認められており、営農状況も良好であることから、引き続き一時転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は太陽光発電事業を営む法人で、周辺に建物等が少なく、日照量を多く確保できる申請地を譲り受けての太陽光発電装置の設置で、申請地は小集団の農地であり、地元土地改良区の意見書も添付されていることから、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は紙製品の製造販売業を営む法人ですが、以前より、本社近くで紙製品の販売強化のための店舗建築を検討しており、また、社員駐車場も不足していることから、本社近くの申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、一体利用地にて店舗を建築予定です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

番号5と6の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、製袋業を営む法人ですが、現在、一部の工場施設が老朽化し、最新設備の導入を検討していることから、申請地を譲り受け、新たに工場を建設するための敷地拡張です。一体利用地を含めて3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となることから、排水計画等については市・都市計画課の開発協議の中で審査されております。申請地は第2種農地であり、既存施設にも隣接しているため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7から9の案件については、関連案件のため、まとめて説明します。番号7の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、受人の母から実家に隣接する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、番号8と9の案件については、番号7の案件の宅地への進入が主たる目的ですが、隣接する農地への進入路としても利用するため、地役権を設定するものです。申請地は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号10の案件について、受人は自宅の駐車場が不足していたことから、隣接する小作地を譲り受け、露天駐車場を整備するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番
委員 異議ありません。
議長 3番
委員 異議ありません。
議長 4番
委員 異議ありません。
議長 5番と6番
委員 利用状況調査で毎年、荒らしている所ですので、それが解消されることもあり、異議ありません。
議長 7番から9番
委員 異議ありません。
議長 10番
委員 異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。
議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について」を議題といたします。

- 議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長
- 三 宅 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について」説明いたします。
- 番号1の案件については、令和4年7月の総会において審議され、「異議がない旨の意見」を附して県へ進達し、同年7月21日に許可になった案件ですが、受人の資金計画の都合により、許可の取消しを申請するものです。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。
- 議 長 番号1番
- 委 員 特に異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議 長 日程第7、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。白石 専門員

白石 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2の案件については、3年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の貸貸借です。

番号7の案件については、5年間の貸貸借です。

番号8から14の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番から14番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号3については、鈴木委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木委員 退席)

議長 議案第5号、番号3番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号3番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木委員 入室・着席)

議長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号3番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第5号中、番号1番、2番、及び4番から14番について、「支障がな

い旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、説明いたします。

番号1と2の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。

番号1の案件について、取得後は果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、本件については、高橋委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、高橋委員の退席を求めます。

(高橋委員 退席)

議 長 議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 高橋委員の入室を許可いたします。

(高橋委員 入室・着席)

議 長 高橋委員に報告します。高橋委員関連案件の番号1番と2番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 日程第9、議案第7号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第7号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、1月13日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、1月18日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議 長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 1月13日、現地確認をいたしました。
申請地は、乳牛を飼っていた牛舎跡地で、現在は柑橘の苗を植え、草刈りも定期的に行い、しっかりと管理されておりましたので、農地台帳の登載について、問題ないと思います。
- 議 長 番号2番
- 委 員 1月18日に現地を確認いたしました。申請人は県外在住ですが、申請地は以前から申請人のいところが管理しておりました。この度、近隣住民が3条申請により購入することとなり、現在はその方が管理しており、今後も耕作していくことを確認しましたので、農地台帳の登載については問題ないと思います。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第7号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり農地台帳に登載することに決しました。
- 議 長 日程第10、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1から3の案件について、現地確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

また、1月11日、現地確認を申請者とおこないました。米やいちじく、柑橘、びわの栽培を行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 1月11日、現地確認を申請者とおこないました。申請地は私が普段利用する道路に面しておりますので、申請者がこれまでも農業に従事されているのは存じております。当日は作物の栽培をしておりませんでした。米の作付けの跡があり、しっかりと管理されている様子が確認できましたので、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

議 長 番号3番

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。

また、1月11日、現地確認を申請者とおこないました。米や里芋の栽培を行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号3番については、三宅委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、三宅委員の退席を求めます。

(三宅委員 退席)

議 長 議案第8号、番号3番、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号3番は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 三宅委員の入室を許可いたします。

(三宅委員 入室・着席)

議 長 三宅委員に報告します。三宅委員関連案件の番号3番、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」については、原案のとおり証明することに決しましたので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第8号、番号1番と2番、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号5と6の関連案件です。工場の建設にあたり、道としての用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、代替道を寄附する予定です。

今回の申請地は、市・建設課により、土地改良区管理の「道」ではないことが確認されていることから、隣接土地所有者の同意書が添付されております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 この「道」の東側に大きな水路があり、申請者に確認したところ、この水路は旧事務所や工場の雑排水を放流するもので、農業にはいっさい関係ないとのことでした。用途廃止に伴い、代替地を寄附する予定で、隣接土地

所有者の同意も得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思えます。

議長 ほかにも、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第12、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1の案件について、申出者は、梱包業及び物流加工業等を営む法人ですが、近年、仕分けや包装、値札付け等の加工業務が増加し、関連会社所有の倉庫だけでは手狭となっており、新たな倉庫の建設を計画しています。

しかしながら、所有地及び隣接地において建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 1月29日に現地確認を行いました。
- 申請地は県道の沿道にあるため、交通の利便の良さから、近年、流通倉庫が進出している地域であること、また、一団の農用地区域の端に位置しており、他の農地の利用集積に影響を及ぼす恐れも少ないと思われることから、農用地区域から除外することはやむを得ないと思います。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 日程第13、諮問第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長
- 三 宅 それでは、諮問第3号、「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、説明いたします。
- 番号1の案件について、受人は、携帯電話サービスの提供を行う法人で、サービスエリアをくまなくカバーすべく検討しており、現在、申請地周辺の電波品質が悪いことから、利用者の利便性を考え、早期の品質改善を計

画しています。用地については、伝送路及び電力の確保が容易で、道路が申請地付近まで利用できることを考慮し、選定されたものです。

なお、申請地は農業振興地域の農用地区域内ですが、本施設は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」に該当し、除外申請は不要とされております。また、農地法施行規則第53条第14号の規定により、農地法第5条第1項の農地転用許可は要しないこととなっています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請地は農振農用地ではありますが、高速道路の法面に隣接している土地で、現在、耕作されておらず、また周辺も山林化しておりますので、転用することはやむを得ないと思います。被害防除の観点から、地元トラブルのないよう周辺土地所有者の理解を得ながら進めてほしいと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第3号、「認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に係る事業計画」について、「転用することはやむを得ないが、日照等被害防除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は、「転用することはやむを得ないが、日照等被害防

除の観点から、近隣土地所有者の理解を得ながら進めるよう求める旨の意見」とし、県へ答申いたします。

議長 日程第14、議案第9号、「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積（別段面積）要件の廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第9号、「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積（別段面積）要件の廃止」について、説明いたします。

本日配布しました、議案書（追加提案分）をご準備ください。

議案書1ページ議案第9号について説明いたします。

本議案は、農地法第3条第2項に規定される農地の権利取得における許可要件について、本年4月1日に農地法が一部改正されることに伴い、同条同項第5号の「下限面積要件」を廃止するものです。

それでは、議案の内容について説明いたします。

下限面積については、農地法施行規則第17条の基準に従い、農業委員会が別段面積を定め、公示することで、当該別段面積が下限面積となります。

議案書2ページをご覧ください。

農地法第3条の許可要件について、新旧対照表で表しています。

当市は、右側の「下限面積要件」に記載のとおり、平成30年3月6日付で別段面積を定め、公示しています。

今回の法改正により、農業委員会で定めている「下限面積（別段面積）」についても廃止する手続きが必要となります。

以上のことから、「農地法第3条第2項第5号の廃止」に基づき、下限面積（別段面積）要件の廃止について、農業委員会の判断を求めるものです。

なお、その他の許可要件である「全部効率利用要件」「農地所有適格法人要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」については、従来通り適用

されます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。
委員の方で、意見があれば、お願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第9号、「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積（別段面積）要件の廃止」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、承認することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議には入りません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:30)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 隆

委 員 剛 友 祝 幸

委 員 石 川 武 将